

# コロナ下節税 忘れず申告

## 寄付や「中止チケット」対象

今年も残すところあと2カ月。年末調整の作業が始まった会社もあるだろう。税の処理は暦年ベース。この時期には節税の可能性を確認しておきたい。年末にかけてのお金に関わる手続きや、使い方で節税額やそのタイミングが変わることがあるためだ。

多くの人に関係しそうな制度が寄付をした人に対する税の優遇策だ。寄付金控除と呼ばれ、特定の相手に寄付をした場合、その金額に応じて所得税などが軽くなる。今年も新型コロナウイルスの感染拡大を受け、控除の対象となる公益団体や自治体、大学などが寄付を呼びかけるケースが目立った。新しく寄付金控除の対象となったのが、新型コロナウイルスを理由に中止になったイベントのチケット代だ。今年の春以降、コンサートなど文化芸術関連の催しやスポーツの試合などが相次ぎ中止となった。こうしたチケット代の払い戻しを受けていない場合、その分を寄付とみなす。アーティストや選手、関係者を支援する目的で、あえて払い戻しをしなかった人も対象となる。確定申告すれば、対象

のチケット代金の合計（最大20万円）から2000円を引いた額の40%が戻ってくる。

対象となるイベントは文化庁やスポーツ庁が公表している。チケットを購入した人は、対象イベントの主催者に払い戻しを受けないことを連絡。主催者から「払戻請求権放棄証明書」などを入手する。既にチケットを払い戻した人も改めてチケット代相当の寄付を主催者にして証明書を受け取れば、同様の扱いが受けられる。

チケット代の寄付金控除は、証明書に記載された払い戻しの放棄や寄付の日付により控除を受ける年が変わる。今年分の所得税から控除を受けるなら、早めに主催者への連絡などをしてほしい。日付が年明けになると「来年分の所得税からの控除になる」（辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士）。

自治体への寄付として扱われる、ふるさと納税を利用した人も多いだろう。返礼品が受け取れるものが人気だが、今年は新型コロナウイルスなどの支援を目的とした利用も目立った。ふるさと納税は年収や家族構成などで決まる上限額があ

る。この金額までは確定申告により自己負担の2000円を引いた額が所得税や住民税から控除される。上限の目安は総務省のサイトなどで分かる。余裕があれば年内に活用することも検討したい。

病院で払った治療費や薬局で購入した薬代など、医療費の額も確認すべきポイントだ。一緒に暮らす配偶者や子供などの分を合算して年間10万円を超えると医療費控除の対象となる。

医療費控除は病院で払った費用などの合計で10万円（所得が200万円未満の場合はその5%）を超えた分について、課税対象となる所得から引く。対象となる可能性が高ければ「タイミングを自分で決められる治療は年内に済ませるとよい」（税理士の藤曲武美氏）。例えば軽い虫歯の治療や入れ歯作製などを年内にすれば、節税の機会を有効に使える。

株式投資で利益を出した人は、含み損を抱えた株式を年内に売却する手もある。投資による利益への課税は年間の損益で計算するためだ。上場株の損益発生は「受け渡し日」で判断する。今年も12月

30日が年内の最終受け渡し日で、28日までの取引が対象になる。損失が利益を上回る場合、確定申告をすると損失を3年間（21〜23年）にわたり繰り越せる。

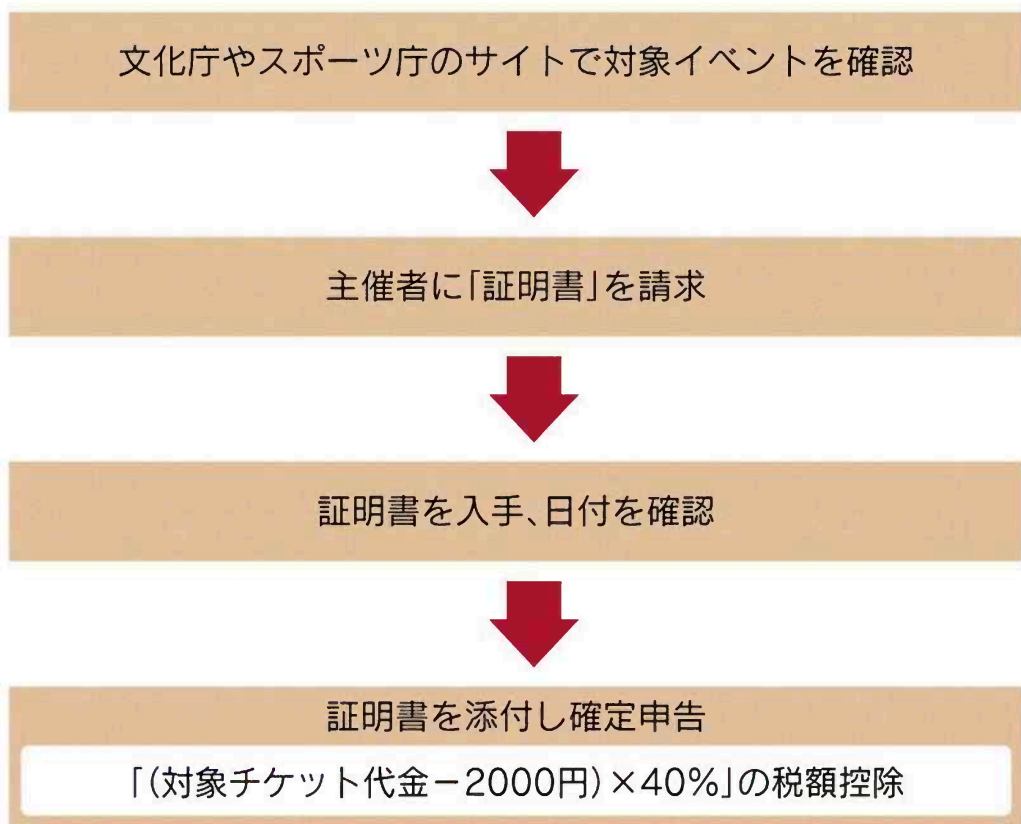
税の控除を受けるタイミングが変化するものもある。例えば住宅ローン控除。住宅を取得などした場合、入居年から年末のローン残高の1%を納税額から差し引ける。一般の住宅では上限は40万円だ。控除の期間は原則10年間だが、19年10月以降に消費税率10%で住宅を取得した場合は13年間控除できる特例がある。

13年間の控除を受けるには「20年中に入居する」ことが条件。ただ、新型コロナウイルスによる工事遅延などで困難な場合は、来年の入居でも13年間控除を受けられる。

国民年金保険料や国民健康保険料など、社会保険料に関する控除も対応する時期が変わることがある。1年間に払った健康保険や公的年金などの保険料は課税対象となる所得から引かれ、その分税が軽くなる。翌年3月分までを払うなど前納の仕組みを活用すると控除額が大きくなる。ただ、前納による節税は基本的には前倒し。翌年も前納しなければ、次は控除額が減る（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）。点には気をつけたい。

（後藤直久）

### チケット代の寄付金控除を受ける手順



### 年内に気をつけたい税のポイント

例	内容
医療費	今年の総額が10万円超または10万円に近ければ、治療や薬の購入を前倒し
ふるさと納税	所得に応じた「枠」に余裕があれば利用する
株式投資	利益が出ていたら、損失の確定も
結婚	婚約者の所得が少なければ、婚姻届を出して控除の対象に
社会保険料	前納すると節税の「前倒し」になる
住宅ローン	入居した年から控除を開始
寄付（ふるさと納税以外）	チケット代の控除は証明書の日付で判断

節税の機会を有効活用

控除の対象時期が変化